暗号資産取引約款

新旧対照表

旧	新
第 1 条 定義等 （略） 5.「お客様」とは、本約款に同意した上で当社所定の手続にもとづいて本サービスの利用を申込み、当社が当該利用申込みを承諾した個人または法人を意味します。 （略） （追加） 10.「総合口座」とは、お客様が保有する暗号資産およびお客様が本サービスを利用して取引をするための金銭を当社が管理するために、本約款に定める方法により開設した口座を意味します。 11.「取引口座」とは、暗号資産の売買、暗号資産の証拠金取引等の取引を行うための口座を意味します。 12.「コールドウォレット」とは、暗号資産を格納するツールで、外部環境と繋げず、オフラインで厳重に管理するものを意味します。 13.「利用契約」とは、当社とお客様との間で成立する、本約款の定めに従った本サービスの利用契約を意味します。	**第 1 条 定義等** （略） 5.「お客様」とは、本約款に同意し、当社所定の申込手続および本人確認手続を完了し、当社が利用登録を承認した個人または法人を意味します。 （略） 10.「本人確認」とは、犯罪による収益の移転防止に関する法律その他関係法令に基づき、当社がお客様の本人性を確認するために実施する確認手続を意味します。 11.「公的個人認証サービス（JPKI）」とは、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」といいます。）の認証業務に関する法律に基づき J-LIS が提供する公的個人認証サービス（JPKI）であって、マイナンバーカードに搭載された電子証明書を利用して本人確認を行う仕組みを意味します。 12.「基本 4 情報」とは、公的個人認証法その他関係法令に基づき、J-LIS から提供を受けるお客様の氏名、住所、生年月日および性別をいいます。 13.「マイナンバーカード」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき交付される個人番号カードを意味します。 14.「電子証明書」とは、公的個人認証サービス（JPKI）において発行される署名用電子証明書および利用者証明用電子証明書を意味します。 15.「電子署名」とは、署名用電子証明書を利用して行われる電子的な署名を意味します。 16.「利用者証明」とは、利用者証明用電子証明書を利用して、お客様本人による利用であることを証明する行為を意味します。 17.「総合口座」とは、お客様が保有する暗号資産およびお客様が本サービスを利用して取引をするための金銭を当社が管理するために、本約款に定める方法により開設した口座を意味します。 18.「取引口座」とは、暗号資産の売買、暗号資産の証拠金取引等の取引を行うための口座を意味します。 19.「コールドウォレット」とは、暗号資産を格納するツールで、外部環境と繋げず、オフラインで厳重に管理するものを意味します。 20.「利用契約」とは、当社とお客様との間で成立する、本約款の定めに従った本サービスの利用契約を意味します。
第 4 条 口座の開設 1.本サービスの利用を希望する者（以下「利用希望	**第 4 条 口座の開設** 1.本サービスの利用を希望する者（以下「利用希望

者」といいます。）は、本約款に同意した上で、当社所定の情報を当社所定の方法で当社に提供し、お客様情報を登録する（追加）ことにより、当社に対し、総合口座および取引口座の開設を申込むものとします。 （略）	者」といいます。）は、本約款に同意した上で、当社所定の情報を当社所定の方法で当社に提供し、お客様情報を登録するとともに、犯収法等に基づく本人確認手続（本人確認書類の提出、顔写真撮影、公的個人認証サービス（JPKI）の利用等を含みます。）を完了することにより、当社に対し、総合口座および取引口座の開設を申込むものとします。 （略）
（追加）	4.利用希望者は、当社所定の方法により、マイナンバーカードに搭載された電子証明書を利用した公的個人認証サービス（JPKI）による本人確認を行うものとします。この場合、利用希望者は以下の事項について予め同意するものとします。 （1）マイナンバーカードの IC チップから電子証明書を読み取ること （2）J-LIS に対して電子証明書の有効性確認を行うこと （3）当社が、本人確認業務の全部または一部を、当社が指定する第三者に委託すること （4）本人確認に必要な範囲で個人情報を取得・利用すること （5）当社または当社が委託する第三者が、電子証明書の有効性、失効の有無、その他本人確認に必要な事項について、J-LIS に照会し、確認すること
4.利用希望者は、当社から交付された日本語による諸通知等の記載内容が理解できること、および日本語による電話等での会話ができ、意思の疎通に支障がない必要があります。	5.利用希望者は、当社から交付された日本語による諸通知等の記載内容が理解できること、および日本語による電話等での会話ができ、意思の疎通に支障がない必要があります。
5.当社は、当社の基準および手続（関連法令にもとづく取引時確認手続を含みます。以下同じ。）に従って、利用希望者による総合口座および取引口座の開設の可否を判断し、当社が開設を認める場合にはその旨を利用希望者に対して通知し、この通知により総合口座および取引口座の開設が完了し、当該利用希望者は当社のお客様となるものとします。	6.当社は、当社の基準および手続（関連法令に基づく取引時確認手続を含みます。以下同じ。）に従って、利用希望者による総合口座および取引口座の開設の可否を判断し、当社が開設を認める場合にはその旨を利用希望者に対して通知し、この通知により総合口座および取引口座の開設が完了し、当該利用希望者は当社のお客様となるものとします。
6.前項に定める手続の完了後、本約款の定めに従った本サービスの利用契約が、お客様と当社との間に成立するものとし、お客様は本サービスを当社所定の方法で利用することができるようになります。	7.前項に定める手続の完了後、本約款の定めに従った本サービスの利用契約が、お客様と当社との間に成立するものとし、お客様は本サービスを当社所定の方法で利用することができるようになります。
7.当社は、利用希望者が、以下の各号のいずれかに該当する場合は、総合口座および取引口座の開設を拒否することができるものとします。 （1）～（6）（略）	8.当社は、利用希望者が、以下の各号のいずれかに該当する場合は、総合口座および取引口座の開設を拒否することができるものとします。 （1）～（6）（略）
8.第 5.項に定める手続の完了後であっても、犯収法等に基づく取引時確認が必要な場合、その他当社が必要と認める場合には、お客様に対し、当社が指定する必要書類の提出（追加）を求める場合があります。お客様がこれら必要書類を提出しない場合、当社は、お客様との取引の全部もしくは一部を停止し、またはお客様の総合口座および取引口座を凍結もしくは解約することができるものとし、これにより生じたお客様の損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。	9.第 6 項に定める手続の完了後であっても、犯収法等に基づく取引時確認が必要な場合、その他当社が必要と認める場合には、お客様に対し、当社が指定する必要書類の提出または公的個人認証サービス（JPKI）による再確認手続を求める場合があります。お客様がこれら必要書類の提出または再確認手続を行わない場合、当社は、お客様との取引の全部もしくは一部を停止し、またはお客様の総合口座および取引口座を凍結もしくは解約することができる

9.第２項、第４項および第７項の定めにより、利用希望者による総合口座および取引口座の　開設が認められなかった場合でも、当社は、当該利用希望者に対してその理由を明らかにする義務を負わないものとします。また、この場合、当社は利用希望者から受領した書類等を返還する義務を負わないものとします。	ものとし、これにより生じたお客様の損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。 10.第２項、第５項または第８項の定めにより、利用希望者による総合口座および取引口座の　開設が認められなかった場合でも、当社は、当該利用希望者に対してその理由を明らかにする義務を負わないものとします。また、この場合、当社は利用希望者から受領した書類等を返還する義務を負わないものとします。
（追加）	**第４条の２ 公的個人認証サービス（JPKI）の利用** 1.当社は、利用希望者またはお客様の本人確認その他犯収法等に基づく確認を行うため、公的個人認証サービス（JPKI）を利用することがあります。 2.当社は、公的個人認証サービス（JPKI）を利用するにあたり、利用希望者またはお客様の同意に基づき、電子証明書情報、電子証明書の有効性確認結果その他本人確認に必要な情報を取得し、利用するものとします。 3.当社は、本人確認業務および電子署名等確認業務の全部または一部を、主務大臣の認定を受けた事業者その他当社が指定する第三者に委託する場合があります。 4.利用希望者またはお客様は、電子証明書およびこれに関連する暗証番号その他の認証情報を自己の責任において適切に管理するものとし、当社は、当社に故意または重過失がある場合を除き、当該認証情報の漏えい、紛失、盗難または不正使用によって生じた損害について責任を負わないものとします。 5.公的個人認証サービス（JPKI）の利用に際して取得した個人情報の取扱いについては、本約款および当社が別途定める個人情報保護方針に従うものとします。
（追加）	**第４条の３ 最新の利用者情報の取得および利用** 1.当社は、お客様の同意を得た場合、公的個人認証法その他関係法令に基づき、J-LIS からお客様の最新の利用者情報（基本４情報その他当社が別途定める情報を含みます。）の提供を受けることがあります。 2.当社は、基本４情報等を、本人確認、お客様情報の最新性確認、本サービスの提供および管理、マネー・ローンダリング等対策ならびに法令上必要な業務のために利用するものとします。 3.お客様は、当社所定の方法により、基本４情報等の取得および利用に関する同意を撤回することができます。 4.当社は、同意が撤回された場合には、法令上保存が必要な場合を除き、新たな基本４情報等の取得を停止するものとします。
第５条 登録情報の変更 1.お客様は、総合口座および取引口座に登録された情報に変更があった場合には、速やかに、当社所定の方法により、当該変更事項を当社に通知し、当社が必要に応じ求める書類を提出するものとします。	**第５条 登録情報の変更** 1.お客様は、総合口座および取引口座に登録された情報に変更があった場合には、速やかに、当社所定の方法により、当該変更事項を当社に通知し、当社が必要に応じ求める書類の提出または公的個人認証

	サービス（JPKI）による再確認手続を行うものとします。
第 14 条 暗号資産の返還 （略） 4.暗号資産または金銭の返還時期は、当社が定める時期において返還するものとします。なお、本サービス用設備・インターネット接続サービス・ソフトウェアの不具合、暗号資産の盗難、または天災地変、戦争、騒乱もしくは暴動等の不可抗力が発生した場合、その他合理的な理由にもとづき当社がお客様に通知した場合には、個別約款等の定めにかかわらず、当該事由が解消したと当社が判断し、お客様に通知するまでの間、暗号資産および金銭の返還を猶予できるものとします。	**第 14 条 暗号資産の返還** （略） 4.暗号資産または金銭の返還時期は、当社が定める時期において返還するものとします。なお、本サービス用設備・インターネット接続サービス・ソフトウェアの不具合、暗号資産の盗難、または天災地変、戦争、騒乱もしくは暴動等の不可抗力が発生した場合、その他合理的な理由に基づき当社がお客様に通知した場合には、個別約款等の定めにかかわらず、当該事由が解消したと当社が判断し、お客様に通知するまでの間、暗号資産および金銭の返還を猶予できるものとします。
第 25 条 禁止事項 1.お客様は、以下の各号に定める行為を行ってはならないものとします。お客様の行為が禁止事項に該当するか否かの判断は当社が行い、お客様は当社の判断に従うものとします。 （1）法令等もしくは本約款の各規定に違反する行為またはその趣旨に反する行為 （2）本約款第 18 条第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは第 2 項に定める行為を怠った場合、または同条第 1 項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をする行為 （3）お客様が本約款第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第 2 項各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第 1 項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をする行為 （4）お客様の本サービスの利用が、法令に違反する場合 （5）本サービスが法令や公序良俗に違反する行為に利用され、またはそのおそれのある場合 （6）～（7）（略） （8）架空名義の使用、第三者へのなりすまし、当社の許諾を得ない複数の取引口座の所持等の行為 （追加） （9）第三者に本サービスを利用させる行為 （追加）	**第 25 条 禁止事項** 1.お客様は、以下の各号に定める行為を行ってはならないものとします。お客様の行為が禁止事項に該当するか否かの判断は当社が行い、お客様は当社の判断に従うものとします。 （1）法令、監督官庁のガイドライン、自主規制規則もしくは本約款に違反する行為、またはその趣旨に反する行為 （2）本約款第 18 条第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第 2 項に定める届出義務を履行しない行為、または同条第 1 項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をする行為 （3）本約款第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第 2 項各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第 1 項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をする行為 （4）本サービスを法令違反して利用する行為 （5）本サービスを法令違反、公序良俗に反する行為またはこれらのおそれのある行為に利用する行為 （6）～（7）（略） （8）架空名義の使用、第三者へのなりすまし、または当社の許諾なく複数の取引口座を保有する行為 （9）公的個人認証サービス（JPKI）の不正利用、第三者のマイナンバーカード、電子証明書、暗証番号その他認証情報を利用した本人確認その他の手続の実施、またはこれらを不正に取得し、使用し、もしくは使用させる行為 （10）第三者のために口座開設を申込み、または第三者に利用させる目的で口座を開設する行為 （11）有償・無償を問わず、お客様の口座（口座利用に係る地位または権利を含む。）または認証情報（ユーザ ID、パスワード、パスキー、二段階認証情報その他本人認証に必要な情報を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、質入し、担保に供し、または売買その他の方法による処分する行為 （12）前号に定めるもののほか、お客様の口座または認証情報を第三者に利用させる行為

	（13）第三者にお客様の口座へ金銭を入金させ、または第三者からの入金を受け入れる行為 （14）お客様の口座から第三者に対して金銭を出金する行為（相続その他法令に基づく場合または当社が認める場合を除く。）
（10）他のお客様または第三者に不利益を与える行為またはそのおそれのある行為	（15）他のお客様または第三者に損害、不利益もしくは迷惑を与える行為、またはそのおそれのある行為
（11）本サービスによって提供される情報を、その全部または一部を問わず、当社の事前の同意なく、複写し、再生し、複製し、送付し、譲渡し、頒布し、配布し、転売し、送信し、送信可能化し、改変し、翻案し、翻訳し、もしくは貸与し、またはこれらの目的で保管する行為	（16）本サービスによって提供される情報の全部または一部について、当社の事前の承諾なく、複製、転載、送信、頒布、配布、販売、改変、翻案、翻訳その他これらに類する利用を行う行為
（12）（略）	（17）（略）
（13）当社または本サービスの信用を毀損する行為、またはそのおそれのある行為	（18）当社または本サービスの信用、名誉もしくは評価を毀損する行為、またはそのおそれのある行為
（14）（略）	（19）（略）
（15）当社または他のお客様その他の第三者の知的所有権（著作権、意匠権、実用新案権、商標権、特許権、ノウハウが含まれるがこれに限定されない。）、肖像権、名誉、プライバシーその他の権利もしくは利益を侵害する行為、またはそのおそれのある行為	（20）当社、他のお客様または第三者の知的財産権、肖像権、名誉権、プライバシー権その他の権利または利益を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
（16）情報取得者取引に該当する行為	（21）インサイダー取引その他法令により禁止される情報利用取引に該当する行為
（17）広告配信等による他のお客様に対する勧誘行為	（22）広告、宣伝、勧誘その他営業活動を目的として他のお客様に接触し、または本サービスを利用する行為
（18）暗号資産の二重譲渡に該当する行為またはそのおそれのある行為	（23）暗号資産の二重譲渡に該当する行為またはそのおそれのある行為
（19）上記各号に定める行為を助長する行為	（24）前各号の行為を企図し、助長し、教唆し、または幇助する行為
（20）その他、当社が不適切であると判断した行為	（25）その他、当社が不適切であると判断した行為
2. 当社は、お客様の行為が前項の禁止事項に該当すると判断した場合、事前の通知または催告等を要することなく、当社の裁量により、本サービスの利用の停止、預かり資産の凍結、契約の解約その他当社が適切と判断する措置を講じることができるものとします。	2. 当社は、お客様が前項各号のいずれかに該当し、または該当するおそれがあると判断した場合、事前の通知または催告等を要することなく、当社の裁量により、本サービスの利用の停止、預かり資産の凍結、取引の制限、契約の解約その他当社が適切と判断する措置を講じることができるものとします。
3. （略）	3. （略）
4. 当社が第 2 項の措置を講じたことによりお客様に損害が生じた場合であっても、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社は一切の責任を負わないものとします。	4. 当社が第 2 項に基づく措置を講じたことによりお客様に損害が生じた場合であっても、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社は一切の責任を負わないものとします。
第 27 条 免責事項 （略） 12.当社は、暗号資産自体の価値、安定性および適法性について一切保証するものではなく、暗号資産	**第 27 条 免責事項** （略） 12.当社は、暗号資産自体の価値、安定性および適法性について一切保証するものではなく、暗号資産

の特性にもとづく、価格変動、流動性の低下、ブロックチェーン上の記録の消失等のリスクの顕在化により、お客様に損害が発生した場合であっても、当社に故意または重過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。 （追加）	の特性に基づく、価格変動、流動性の低下、ブロックチェーン上の記録の消失等のリスクの顕在化により、お客様に損害が発生した場合であっても、当社に故意または重過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。 13.当社は、公的個人認証サービス（JPKI）の利用に関して、電子証明書の有効期限切れ、マイナンバーカードの不具合、通信障害、J-LIS のシステム障害その他の事由により本人確認が完了しない場合であっても、当社に故意または重過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。 14.当社は、マイナンバーカードの紛失、盗難、暗証番号の失念、暗証番号の入力誤りによるロックその他お客様の責に帰すべき事由により生じた損害について、責任を負わないものとします。
13.個人のお客様（事業として取引を行うお客様を除きます。）が本サービスを利用する場合には、本約款第 27 条 2 項、第 27 条 5 項、第 27 条 7 項、第 27 条 8 項、第 27 条 9 項、第 27 条 10 項、第 27 条 11 項、および第 27 条 12 項における「故意または重過失」の文言は、「故意または過失」と読み替えて適用するものとします。また、消費者契約法の適用その他の理由により、前各項の免責規定が適用されず、当社が故意または重過失により損害賠償責任を負う場合には、当社は法令に従い責任を負うものとします。	15.個人のお客様（事業として取引を行うお客様を除きます。）が本サービスを利用する場合には、本約款第 27 条 2 項、第 27 条 5 項、第 27 条 7 項、第 27 条 8 項、第 27 条 9 項、第 27 条 10 項、第 27 条 11 項、および第 27 条 12 項における「故意または重過失」の文言は、「故意または過失」と読み替えて適用するものとします。また、消費者契約法の適用その他の理由により、前各項の免責規定が適用されず、当社が故意または重過失により損害賠償責任を負う場合には、当社は法令に従い責任を負うものとします。
14.前各項その他本約款における当社の損害賠償責任を免責する規定にかかわらず、当社がお客様に対して損害賠償責任を負う場合であっても、当社の賠償責任の上限は、損害の原因が発生した時点から遡って過去 1 ヶ月間に、お客様から現実に受領した本サービスの利用料金の総額とします。ただし、当社に故意または重過失がある場合には、この限りではありません。	16.前各項その他本約款における当社の損害賠償責任を免責する規定にかかわらず、当社がお客様に対して損害賠償責任を負う場合であっても、当社の賠償責任の上限は、損害の原因が発生した時点から遡って過去 1 ヶ月間に、お客様から現実に受領した本サービスの利用料金の総額とします。ただし、当社に故意または重過失がある場合には、この限りではありません。
（改定履歴） 2021 年 11 月 1 日制定 2026 年 9 月 1 日最終改定	（改定履歴） 2021 年 11 月 1 日制定 2026 年 11 月 30 日最終改定

以上